

○定期接種について

A類疾病	ロタウイルス感染症、B型肝炎、Hib感染症、肺炎球菌感染症（小児）、ジフテリア、百日せき、破傷風、急性灰白髄炎（ポリオ）、結核（BCG）、麻しん、風しん、水痘（水ぼうそう）、日本脳炎、ヒトパピローマウイルス感染症
B類疾病	インフルエンザ（高齢者）、肺炎球菌感染症（高齢者）、新型コロナウイルス感染症（高齢者）

○B類疾病の定期接種の対象者等について

B類疾病名	実施期間	定期接種の対象者
肺炎球菌感染症（高齢者）	通年	ア. 65歳の者 イ. 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者
インフルエンザ（高齢者）	毎年10月 ～3月 (秋冬)	ア. 65歳以上の者 イ. 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者
新型コロナウイルス感染症（高齢者）		

- ・肺炎球菌感染症(高齢者) 予防接種については、65歳以外の方は任意接種になります。
- ・新型コロナウイルス感染症の予防接種は、令和6年3月までは「臨時接種」として行っていましたが、令和6年4月以降は「任意接種」または「定期接種」として実施しています。